

生徒心得（現在の校則）

学習

1. 授業の準備をして2分前着席、1分前黙想を行う。
2. 授業の前後には、姿勢を正してきちんと挨拶をする。
2. 「錦中学校学びのレベルアップ」にそって、授業に真剣に参加し、しっかり先生の話聞く。
3. 発言や発表は、全員に聞こえるように最後まではっきり言う。

登下校

1. 始業5分前までには登校する。下校時間を厳守する。
2. 自転車通学希望者は、規定にもとづいて許可を受け、自転車通学規則を厳守する。
3. 登下校は、決められた通学路を通る。

保健・健康管理

1. 全生徒は、日本スポーツ振興センター保険に加入する。
2. 学校内の傷害は、応急手当のみで、その後の治療は家庭において処置するものとする。
3. 休み時間には、窓を開け空気の入れ換えを行う。

精神衛生

1. 生徒は、常に安定した健康な学校生活をおくる。
2. 生徒は、精神・身体及び学習・生活で困っているときは、いつでも教師に

相談する。

(相談のための部屋は別におく。)

スマートフォン・SNS

1. 生徒のスマートフォンや携帯電話の所持は、原則として禁止する。
2. 錦町情報安全ルール3カ条を守る。
3. LINEをはじめSNSは原則禁止する。

所持品

1. 学校には、学用品以外の不要物を持って来てはいけない。
2. 学校では、高価な文房具等は使用しない。
3. 所持品には必ず学年・組・氏名を書く。
4. 文房具や教科書等の貸借りは絶対にしない。忘れ物をした場合は、速やかに担任と教科担当に申し出る。

カバン

1. 原則として毎日の登下校時には持参する。(カバンだけに入らない場合はサブバックを使用する。)
2. 持ち帰る教材については、その日の課題や定期テストなどの状況から判断し、必要なものだけを持って帰る。

金銭

1. 友人間の金銭の貸借はしない。

交際

1. 常に相手の人格を尊重し、いかなる場合でも暴力をふるうことは許されない。
い。
2. 男女間の交際は、中学生らしい態度で接し、お互い協力する。

礼儀

1. 立ち止まり挨拶を励行し、だれにでも礼を失わないようにする。
2. 友人間、級友間も節度ある礼儀を保つこと。
3. 校舎内では静しゅくな態度をとる。

外出

1. 外出する時は、保護者に知らせる。
2. 外出時間は厳守する。(日没まで)

遊戯場

1. 生徒は、ゲームセンター・ボーリング場等遊戯場の出入りを禁止する。但し、保護者同伴の場合はこの限りではない。

飲食店

1. 家族同伴のみ飲食店に出入りすることができる。友人同士の飲食店への出入りは原則として禁止する。
2. コンビニの wi-fi 利用やイートインスペースの利用は禁止する。

外泊

1. 保護者の同伴なしに外泊してはならない。ただし、いかなる理由・状況下にあっても、友人宅への外泊をしてはならない。

出席

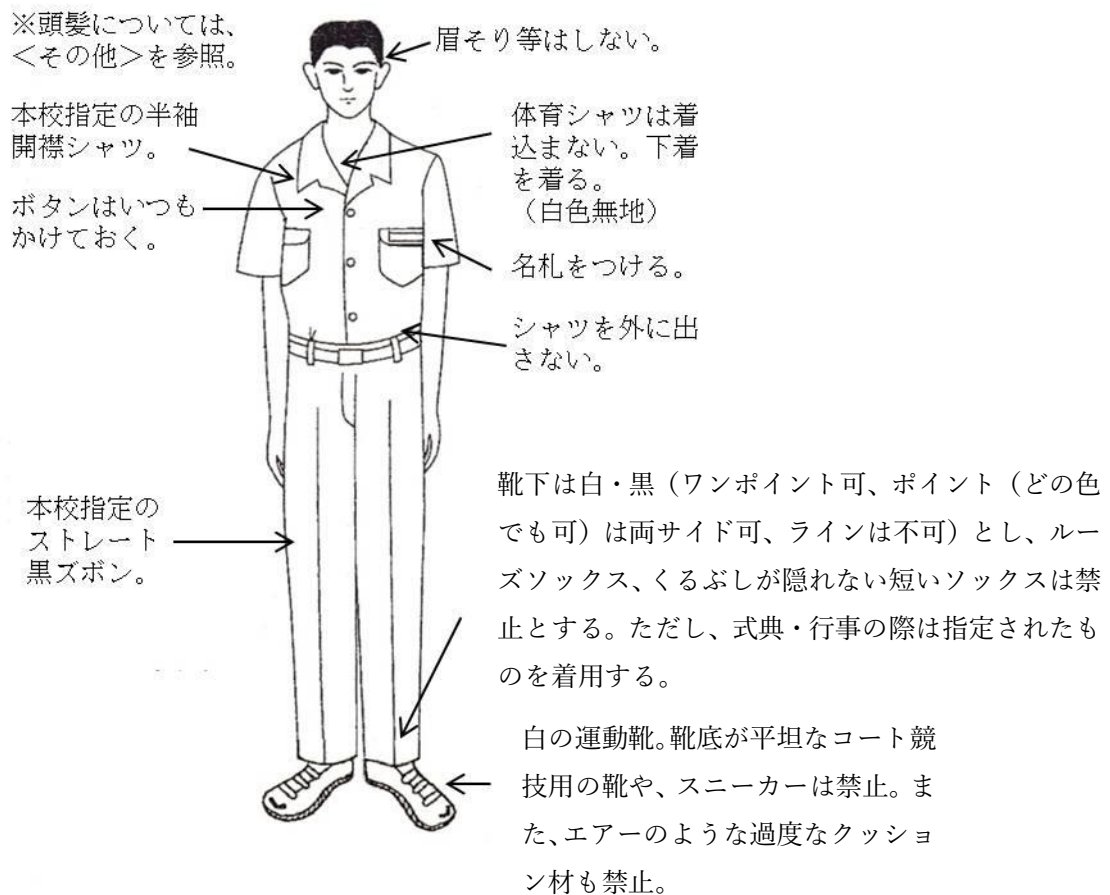
1. 病気・傷害等により欠席する場合は、事前に必ず保護者に届け出てもらうこと。
2. 遅刻・早退の場合も届け出る。

その他

1. 新聞・牛乳配達、その他アルバイトとして働く希望者は、届け出を必要とする。
2. バイク、自動車（トラクター等も含む）の無免許運転はしない。
3. 生徒が集合し、行事を実施する際は事前に届け出なければならない。
4. 登下校時（土、日の部活動も含む）に物品は購入しない。やむを得ない場合は担任に届け出る。
5. 校内でガラスを破損した場合は、直ちに教師に申し出る。破損者は弁償することを原則とする。
6. 登校後、勝手に校内より外に出ることは許されない。必ず担任に許可を得る。
7. 廊下は右側を通行する。
8. 自転車に乗るときは、全員ヘルメット・安全タスキを着用し、通学鞆は荷

台にくくりつけなければならない。また、登校後は必ず荷台に荷ひもでヘルメットを固定すること。

制服指定（夏）



眉そり等はしない。→

※頭髪については、
〈その他〉を参照。

体育シャツは着
込まない。下着
を着る。
(白色無地)

名札をつける。

本校指定の半袖
セーラー服
(白の2本ライン)

〔マニキュア〕
指輪〕 禁止

ゴムベルト等
使用禁止

ホックをつける。

本校指定のスカート
(膝がかくれる程度)

白の運動靴。靴底が平坦なコート競
技用の靴や、スニーカーは禁止。ま
た、エアーのような過度なクッショ
ン材も禁止。

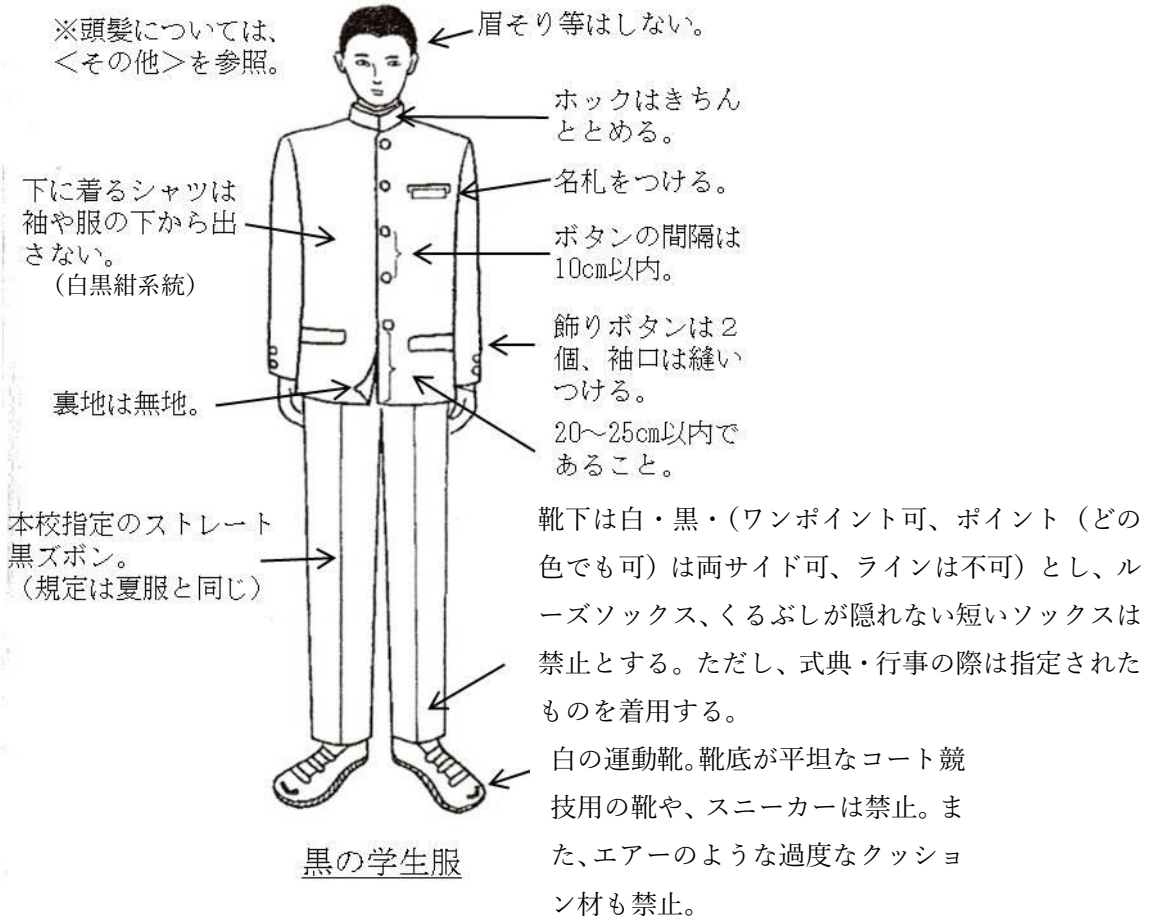
靴下は白・黒(ワンポイント可、ポイント(どの色
でも可)は両サイド可、ラインは不可)とし、ルー
ズソックス、くるぶしが隠れない短いソックスは禁
止とする。ただし、式典・行事の際は指定されたも
のを着用する。



制服指定(冬)

◎上下とも標準服のマーク入り

※頭髪については、
〈その他〉を参照。





学校指定のセーラー服

服装

1. 服装

- ・違反服を着ない。
- ・靴下は白・黒(ワンポイント可、ポイント(どの色でも可)は両サイド可、ラインは不可)とし、ルーズソックス、くるぶしが隠れない短いソックスは禁止とする。ただし、式典・行事の際は指定されたものを着用する。
- ・男子のシャツは、きちんとズボンの中に入れる。男子のズボンは、長くても裾が床に触れない程度で腰パンをしない。また、必ずベルトを着用する。
- ・女子の上着は、襟元から中が見えないように袖から中の服を出さない。

- ・女子のリボンの長さは10cm以上とする。
- ・女子のスカートは膝が隠れる程度にし、床に膝をついた時、スカートの裾が床につく長さとする。
- ・制服の下の服装は、冬服は黒、紺、白系統とし、夏服は、男子は白、女子は紺か黒とする。特に冬服着用時には、袖や裾が出ないようにする。また、体操服も着用しない。
- ・夏の体操服は制服と同様の着方をする。
- ・冬の体操服のジッパーは襟元よりも上に上げる。
- ・下着・肌着は必ず着用し、体育や活動後、汗をかいた場合には着替える。着替えのための下着は、各自で準備する。
- ・名札は必ずつける。紛失等した場合は、個人で購入させる。→生徒指導主事へ相談
- ・通学靴は、白の運動靴のみとする。靴底が平坦なコート競技用の靴や、スニーカーは禁止とする。また、エアーのような過度なクッション材も禁止とする。
- ・上靴は各学年の規定のものを使用すること。
- ・手袋・マフラーは使用してもよい。但し、派手でないものとする。

2. 頭髪・眉

- ・学校の風紀を乱さず、中学校生活に相応しい清潔で活動的な髪型とする。
- ・ただし、パーマや染色等、特別に加工した髪型及び眉の加工は禁止とする。